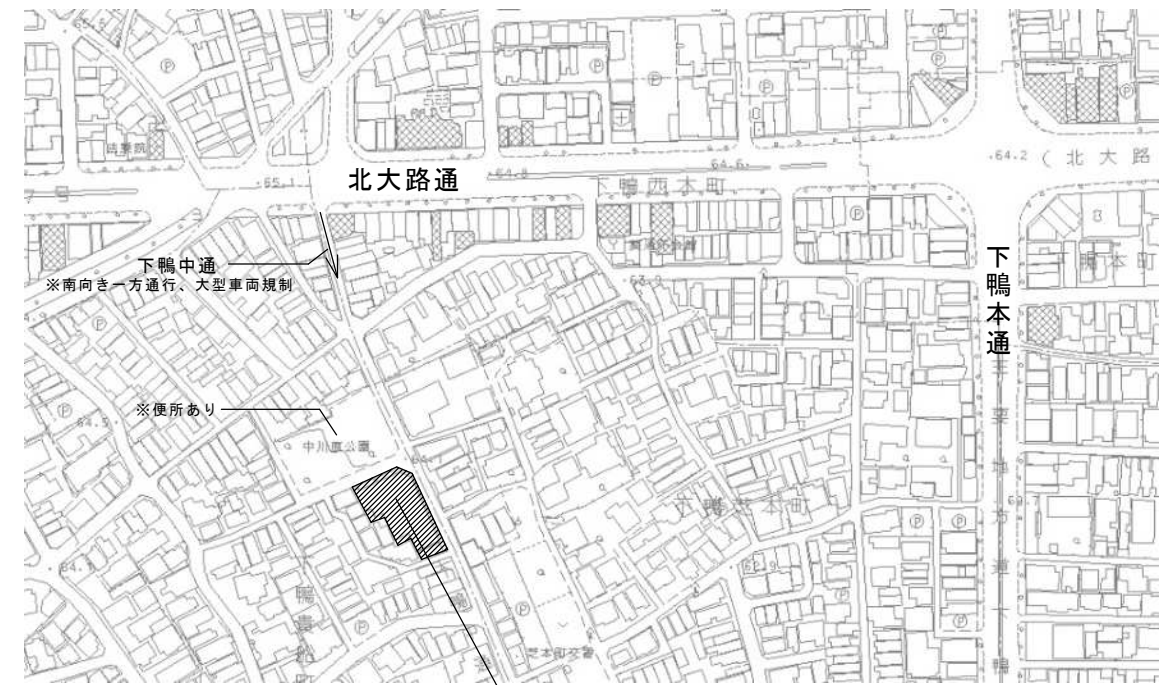
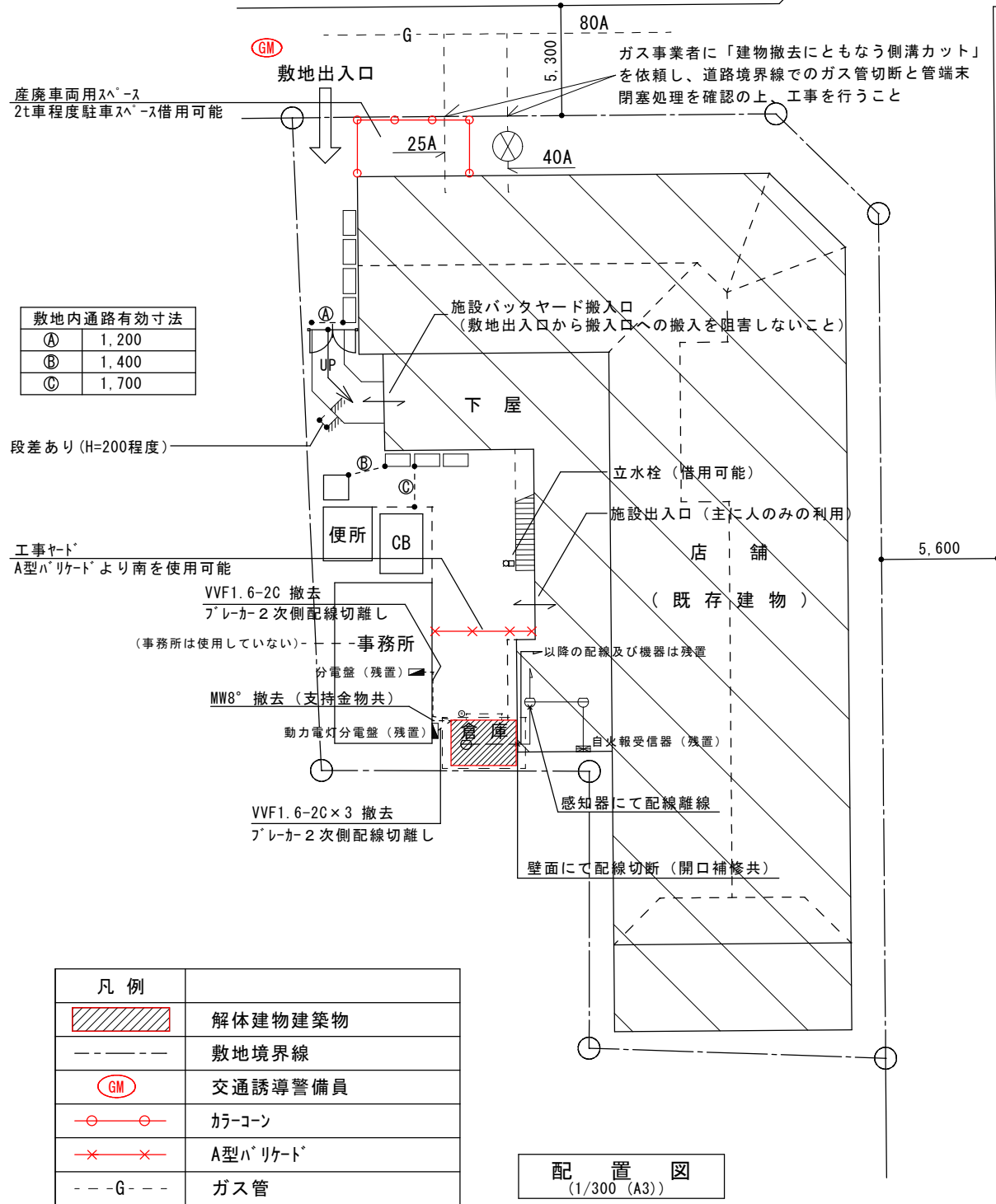
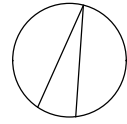


**工事名** 元京都市下鴨公設小売市場倉庫解体撤去工事  
**工事場所** 京都市左京区下鴨貴船町62番地  
**施工時期** 令和8年度内



**附近見取図**  
 (NO SCALE)

【特記事項】

- 作業条件**
  - 原則、作業時間は土日祝日を除く、平日9時～17時とする。
  - なお、作業時間前後30分(8時30分～9時、17時～17時30分)は、騒音振動を伴わない準備・片付けは行ってよい。
  - 施設は営業中(10時～19時30分)であり、下記条件を遵守するほか店舗運営に影響のない作業計画とすること。
  - 施設の定休日(1月1日～1月4日)の施工は不可とする。
  - 商品の搬入時間等(下記)は搬入経路に立ち入らないこと。また、ホースなどを敷設する場合は、搬入時間等には取り除いておくこと。
  - ただし、工事ヤード内の軽作業など、搬入を阻害しない作業は行ってよい。
  - ※毎日：8時～9時、10時～11時、月曜日～土曜日：13時30分～14時30分(段ボール回収) (時間は交通事情や商品の量により前後する。)
- 仮設計画**
  - 仮設計画については、受注者において構造及び施工方法を十分に検討の上、関係法令に従い安全堅固に設置すること。
  - 工事関係車両(通勤車含む)は、原則、周辺に駐車待機させないこと。
  - 進入路には交通誘導警備員を1名常駐させると共に、資材の搬出入時には周辺の通行者の安全に十分に配慮すること。
  - 工事用の用水については、施設利用者の承諾のうえ付近の立水栓を使用できる。ただし、使用分の料金を受注者で負担すること。
  - 工事用電力は受注者において準備すること。
  - 足場周囲には防音シート張を行うこと。ただし、設置が困難な場合は監督員と協議のうえ必要な措置を行うこと。
- 解体工事**
  - 敷地内に工事車両は進入できないため、原則、手ばらしの上、廃材は人力運搬で施工すること。
  - 解体対象建築物の基礎は立上り部分を含め残置とする。(床仕上げのビニル床シートは撤去)
  - 工事範囲内にある構造物、管、舗装、側溝、会所及びマンホール等について、万一破損した場合は受注者において速やかに復旧すること。
  - 敷地の周辺に対する騒音、振動及び粉じんの発生低減に極力努めた施工を行うこと。
- 設備工事**
  - 解体対象建物には電柱が近接しているため、電線へ必要な防護措置を行った上で施工を行うこと。(費用は本工事に含む)
  - また上空には高圧線も近接しているため、充分留意して作業を行うこと。
  - 撤去する機器が「使用済PCB電気機器」に該当するか調査を行い、「廃棄物処理法」等関係法令を遵守し処理するとともに、以下に従い適切に処理する。
  - (1)撤去した照明器具(蛍光灯)、受変電設備(変圧器、コンデンサ)等は、PCB使用の有無を確認し、その全リスト(機器名、形式、PCBの有無、台数等)を監督員に提出する。
  - (2)PCB廃棄物(安定器のコンデンサ等含有物とみなすものを含む)は、ビニル袋等に梱包のうえ、金属製保管箱(別途)(本工事で納入する保管箱の対象となる機器は図中特記による)に収納し、監督員の指示に従い所定の場所に搬入する。保管箱は廃棄物処理法およびPCB廃棄物の運搬容器のガイドライン等に準拠したものとす。保管箱には「PCB汚染物」と記したラベルを5面に添付する。
  - (3)工事エリア内で一時保管する場合は、保管位置、梱包・養生の状態等を監督員に報告する。
  - また、特別管理産業廃棄物保管基準等に従い掲示板を設置すること。
  - (4)その他撤去機器については、受注者にて適正に処置する。